

司法書士法人 岡田事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- 平成28年5月～ 職員のニーズ把握、検討開始
- 平成28年6月～ 制度導入
- 平成28年6月～ 社内説明会による職員への短時間勤務制度の周知

目標2：平成29年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間8日以上とする。

〈対策〉

- 平成28年5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成28年6月～ 検討委員会での検討開始
- 平成28年6月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成28年6月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を平成29年8月までに実施する。

〈対策〉

- 平成29年5月～ 検討会の設置
- 平成29年6月～ 社内広報誌などによる職員への参観日実施についての周知
- 平成29年8月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討

★事業を利用して・・・ 司法書士法人 岡田事務所

これまで漠然としていた育児介護休業法などの両立支援に関する制度ですが、行動計画の策定を通じて明確になり、よりいっそう働きやすい職場環境に近づけていけることを期待し、目標達成に向けて取り組んでいきたいと思えます。

★次世代育成サポートアドバイザー 太田 瑞穂

制度化されていなくても子の看護休暇が以前から取得できている状況だったり両立支援に取り組んでいる職場であることが把握できました。行動計画の目標達成に向けて取り組まれることによって、ますます両立支援の環境が整っていくと思えます。